

中央区受動喫煙防止対策の推進に関する指導要綱

8 中福衛第 4 6 号

令和 8 年 4 月 3 0 日

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 事業区域内喫煙場所の設置に係る指導（第 4 条—第 1 3 条）

第 3 章 喫煙ルールを遵守しない者に対する指導（第 1 4 条—第 2 2 条）

第 4 章 雑則（第 2 3 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例（令和 2 年 6 月中央区条例第 2 7 号。以下「条例」という。）第 5 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づき、屋外における受動喫煙の防止を一層推進するため、事業者に対する事業区域内喫煙場所の設置並びに区民等及び事業者に対する喫煙ルールの遵守に関する指導に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- （1）事業区域 面積が 1 0 0 平方メートル以上の建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 条第 1 号に掲げる敷地（以下「敷地」という。）をいう。
- （2）事業区域内喫煙場所 条例第 5 条第 3 項の規定により事業区域内に設置する敷地内喫煙場所をいう。
- （3）事務所等 事務所、事業所、商業施設、宿泊施設その他の 2 0 歳以上の不特定多数の区民等が勤務し、又は使用する建築物をいう。
- （4）事務所等使用者 事務所等に勤務し、又は事務所等を使用する区民等をいう。
- （5）事務所等使用者専用喫煙場所 事務所等使用者のみが使用できる事業区域内喫煙場所をいう。
- （6）公衆喫煙場所 事務所等使用者以外の者も使用することができる事業区域内喫煙場所をいう。
- （7）違反区民等 条例第 6 条の規定に違反する区民等をいう。

(8) 違反事業者 条例第7条の規定に違反する事業者

(9) 違反行為 条例第6条又は条例第7条の規定に違反する行為をいう。

(指導の性質)

第3条 この要綱に基づく指導は、中央区行政手続条例（平成8年6月中央区条例第19号）第2条第1項第6号に掲げる行政指導とする。

2 区長は、前項の行政指導に係る求めに従わないことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第2章 事業区域内喫煙場所の設置に係る指導

(適用範囲)

第4条 この章の規定は、事業区域内において事務所等の建築等をしようとする事業者（以下「建築物整備事業者」という。）に適用する。

(建築物整備事業者への指導)

第5条 区長は、建築物整備事業者に対し、条例第5条第3項の趣旨を踏まえ、事業区域内喫煙場所の設置その他受動喫煙の防止に資する措置を講ずるよう指導を行うものとする。

(建築物整備事業者の責務)

第6条 前条の指導を受けた建築物整備事業者は、事業区域内喫煙場所の設置その他受動喫煙の防止に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

(適用除外)

第7条 区長は、建築物整備事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、次条から第13条までの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(1) 事務所等又は敷地について、事業区域内喫煙場所の設置に係る工事又は設備の設置の決定権限を有しないことが明らかであるとき。

(2) 他の法令、条例又は関係機関の事務所等に係る指導により、第9条に規定する構造設備等の要件を満たすことが著しく困難であるとき。

(3) 災害、工事その他のやむを得ない事情により、次条から第13条までの規定に基づく対応が困難であるとき。

2 区長は、前項各号に該当する建築物整備事業者に対し、受動喫煙の防止に資する措置を講ずるよう指導するものとする。

(計画書等の提出)

第8条 建築物整備事業者は、区長の指導に基づき事業区域内喫煙場所を設置しようとするときは、事前に別記第1号様式による事業区域内喫煙場所設置計画書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。この場合において、提出を要する書類の部数は2部とする。

- (1) 事業区域内喫煙場所の構造設備及び周辺の区域の状況を明らかにした図面
 - (2) 事業区域内喫煙場所の位置を示す地図
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 建築物整備事業者は、事業区域内喫煙場所を設置しないときは、事前に別記第2号様式による理由書を区長に提出しなければならない。この場合において、提出を要す書類の部数は2部とする。
- 3 区長は、前項に規定する理由書を提出した建築物整備事業者に対し、受動喫煙の防止に資する措置を講ずるよう指導するものとする。
- (構造設備等の要件)

第9条 建築物整備事業者は、事業区域内喫煙場所を設置するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 屋内 法第35条に規定する喫煙目的室の要件
- (2) 屋外 次に掲げる要件
 - ア 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖型の構造物であること。
 - イ 人通りの多い方向に対して、たばこの煙（蒸気を含む。）の流出を防止することができる構造とすること。
 - ウ 排気口は、天井付近の高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること。
 - エ 給気口（出入口と兼ねる場合を含む。）は、排気口の反対側に設置されていること。
 - オ たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずること。

- 2 事業区域内喫煙場所の床面積は、5平方メートル以上とする。ただし、建築物の用途、規模その他の区長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
- (完了届)

第10条 建築物整備事業者は、事業区域内喫煙場所の設置が完了したときは、速やかに別記第3号様式による事業区域内喫煙場所設置完了届に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。この場合において、提出を要する書類の部数は2部とする。

- (1) 事業区域内喫煙場所の構造設備及び周辺の区域の状況を明らかにした図面
- (2) 事業区域内喫煙場所の位置を示す地図
- (3) 事業区域内喫煙場所の状況を確認することができる写真
- (4) 事業区域内喫煙場所の設置に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（同法第6条の2第1項の規定により同法第6条第1項の規定による確認とみなされる場合を含む。）を要した場合、同法第6条第4項の規定により交付された確認済証（同法第6条の2第1項の規定により同法第6

条第1項の確認済証とみなされる場合を含む。)の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(建築物整備事業者の責務)

第11条 事業区域内喫煙場所を設置した建築物整備事業者(建築物整備事業者から事務所等及び事業区域内喫煙場所の管理を継承した者を含む。次項において同じ。)は、当該事業区域内喫煙場所での喫煙の徹底及び喫煙ルールの遵守について、事務所等使用者専用喫煙場所にあつては事務所等使用者に、公共用喫煙場所にあつては事務所等使用者及びそれ以外の区民等に周知を図るものとする。

2 事業区域内喫煙場所を設置した建築物整備事業者は、事務所等使用者専用喫煙場所にあつてはこれを使用する事務所等使用者が、公共用喫煙場所にあつてはこれを使用する事務所等使用者及びそれ以外の区民等が当該設置場所を容易に認識できるよう当該設置場所の出入口及びその周辺の容易に認識できる場所に標識を掲示するものとする。

3 事業区域内喫煙場所を設置しない建築物整備事業者(建築物整備事業者から事務所等の管理を継承した者を含む。)は、近隣の指定喫煙場所での喫煙の徹底及び喫煙ルールの遵守について、事務所等使用者に周知を図るものとする。

(事務所等使用者専用喫煙場所)

第12条 建築物整備事業者は、事務所等使用者専用喫煙場所を屋外に設置しようとする場合において、事業区域又は建築等をする建築物の状況により第9条第1項第2号に定める要件により難しいときは、同号の規定にかかわらず、パーティションその他の設備で当該事務所等使用者専用喫煙場所以外の区域と区画し、かつ、天井が開放された構造物によることができる。ただし、当該事務所等使用者専用喫煙場所の周辺の区民等に受動喫煙が生ずることがないように配慮するものとする。

(公衆喫煙場所)

第13条 建築物整備事業者は、公衆喫煙場所を設置しようとするときは、良好な近隣関係を保持するとともに、近隣の区民等との紛争を防止するため、第8条第1項に規定する事業区域内喫煙場所設置計画書の提出に当たり、公衆喫煙場所の設置について近隣の区民等及び事業所に対し事前に周知を行い、十分な理解を得るものとする。

2 公衆喫煙場所は、事務所等使用者以外の区民等が出入りが容易な場所に設置するものとする。ただし、管理上困難である場合は、この限りでない。

3 建築物整備事業者は、公衆喫煙場所が中央区公衆喫煙場所設置等助成要綱(令和2年4月1日2中福衛第36号)に定める要件に該当するときは、その設置又は維持管理に要する費用の助成を受けることができる。

4 建築物整備事業者は、前項の助成を受けたときは、当該公衆喫煙場所について、中

中央区指定喫煙場所の設置等に関する要綱（令和２年７月１日２中福衛第２２６号）第６条の規定により指定喫煙場所の指定を受けることに同意したものとする。

- ５ 区長は、建築物整備事業者が第３項の助成を受けずに公衆喫煙場所を設置したときは、指定喫煙場所の指定を受けるよう要請するものとする。

第３章 喫煙ルールを遵守しない者に対する指導

（区民等に対する指導の方法）

第１４条 条例第９条の規定により、違反区民等に対して行う違反行為の中止又はその是正（以下「違反行為の中止等」という。）に向けた指導は、次に掲げる方法による。

（１）口頭による指導

（２）別記第４号様式による注意票（以下「注意票」という。）の交付

（３）別記第５号様式による指導票（以下「指導票」という。）の交付

- ２ 前項の指導は、違反行為の態様、反復の状況その他の事情を勘案して行うものとする。

（口頭による指導）

第１５条 口頭による指導は、違反区民等との対面により行う。

- ２ 指導に携わる職員は、口頭による指導により違反行為の中止等の求めその他必要な事項を示すことができる。

（注意票の交付）

第１６条 区長は、違反区民等に対し口頭による指導を行ったにもかかわらず、違反行為の中止等が確認できないとき、又は違反行為を反復して行うときは、注意票を交付することができる。

- ２ 注意票は、違反区民等との対面により交付をするものとする。ただし、当該交付が困難なときは、口頭により内容を告知し、その旨を記録することによってこれに代えることができる。

- ３ 区長は、注意票により是正すべき違反行為の内容、是正の期限その他必要な事項を示すことができる。

（指導票の交付）

第１７条 区長は、違反区民等に対し注意票の交付をしたにもかかわらず、違反行為の中止等が確認できないとき、又は当該交付後に再び違反行為を行ったときは、指導票を交付することができる。

- ２ 指導票は、違反区民等との対面により交付をするものとする。ただし、当該交付が困難なときは、口頭により内容を告知し、その旨を記録することによってこれに代えることができる。

- ３ 区長は、指導票により是正すべき違反行為の内容、是正の期限その他必要な事項を

示することができる。

（事業者に対する指導の方法）

第18条 区長は、事業者が条例第5条第2項に規定する責務を果たしていないと認められるときは、当該責務を果たすよう指導する。この場合において、当該指導は口頭による指導並びに注意票及び指導票の交付により行うものとする。

2 条例第9条の規定により、違反事業者に対して行う違反行為の中止等に向けた指導は、口頭による指導並びに注意票及び指導票の交付により行うものとする。

3 前2項の指導に係る手続その他必要な事項は、第15条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第1項中「対面」とあるのは「対面又は電話」と、第16条第2項及び前条第2項ただし書中「当該交付が困難なときは、口頭により内容を告知し、その旨を記録することによってこれに代える」とあるのは「区長は、必要があると認めるときは、郵送で交付する」と読み替えるものとする。

（勧告）

第19条 区長は、前条第3項（同条第2項に係る部分に限る。）の規定により準用する第15条から第17条までの規定に基づく指導を行ったにもかかわらず、違反事業者が正当な理由がなく違反行為の中止等をしないときは、条例第9条の規定による勧告（以下「勧告」という。）を行う。

2 勧告は、中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例施行規則（令和2年6月中央区規則第33号）第5条に規定する改善勧告書（以下「改善勧告書」という。）により行う。

3 改善勧告書は、違反事業者との対面又は郵送により交付するものとする。

（公表）

第20条 区長は、勧告を受けた違反事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、条例第10条第1項の規定による公表（以下「公表」という。）を行う。

2 区長は、公表をしようとするときは、条例第10条第2項の規定に基づき、あらかじめ当該違反事業者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（正当な理由の判断）

第21条 区長は、第19条第1項及び前条第1項の正当な理由の判断をするときは、受動喫煙防止の目的、当該違反行為の態様、違反行為の中止等に対して講じた措置の状況その他の事情を考慮して行うものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、違反事業者に対し違反行為の中止等が困難であることを示す資料の提出又は代替措置の提示を求めることができる。

（違反区民等が使用する事務所等への対応）

第22条 区長は、違反区民等が使用する事務所等を特定することができたときは、当

該事務所等の管理権原者に対し違反区民等に喫煙ルールを遵守させるよう指導を行う。

2 前項の指導については、第18条の規定を準用する。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、保健衛生担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、令和9年1月1日から施行する。